

小作争議調査表

No. 112

(昭和十年六月分)

(目録番號 一〇六號)

場 所	場 主	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
幸島郡前原町赤津東字中野	地主 藤井治一郎 小作人 古川 隆太郎	關係地 種類面積 田 三三九畝 (一畝九畝)	小作人 關係團體	地主は昭和九年より前記小作人に小作を認め、昭和九年に至り自作の如要は自ら小作田中一筆の位置を要求し、小作人は伊予人として二年の延期を申し立て、地主は古川隆太郎外と記人として昭和十年の種付前に付返還するの口約を訂定し、地主は返還するに同意し、	土地返還を要求 地主は昭和九年より前記小作人に小作を認め、昭和九年に至り自作の如要は自ら小作田中一筆の位置を要求し、小作人は伊予人として二年の延期を申し立て、地主は古川隆太郎外と記人として昭和十年の種付前に付返還するの口約を訂定し、地主は返還するに同意し、	地主は昭和九年より前記小作人に小作を認め、昭和九年に至り自作の如要は自ら小作田中一筆の位置を要求し、小作人は伊予人として二年の延期を申し立て、地主は古川隆太郎外と記人として昭和十年の種付前に付返還するの口約を訂定し、地主は返還するに同意し、

財團 協調會 福岡出張所

備 考	結 果
	地主は小作人の不納米七十俵を引、地主と雜作科として小作人の提供し、小作人は返す土地を地主に返還すること